

# 農薬販売届について

農薬を販売するには、**その販売所ごとに**農薬販売届を東京都知事に届け出る必要があります。（毒物または劇物の販売業の登録がある場合や、薬局の開設許可がある場合でも、農薬を販売する場合には必要です）

新たに販売を開始する場合は**販売を開始する日(その日を含む)までに**、販売所の増設や変更及び廃止の場合は発生から**2週間以内**に届出をしてください。

区分	届 出 内 容
新規	農薬の販売を開始する場合。販売所の増設を含む。 提出書類 ・ 農薬販売届 <b>2通</b> （正本及び副本） ・ 返信用切手 <sup>※1</sup> （郵送での届出の場合、副本返却用）
変更	次にあげる事項に変更があった場合 1 住所、氏名（法人にあっては組織名称、代表者氏名） <sup>※2</sup> 2 販売所の所在地、名称 3 業務内容（卸または小売） 4 毒物及び劇物農薬の取扱の有無  提出書類 ・ 農薬販売届 <b>2通</b> （正本及び副本） ・ 返信用切手 <sup>※1</sup> （郵送での届出の場合、副本返却用） ・ 以前の届の副本（あれば添付してください）
廃止	農薬の販売を廃止したとき  提出書類 ・ 農薬販売届 <b>2通</b> （正本及び副本） ・ 返信用切手 <sup>※1</sup> （郵送での届出の場合、副本返却用） ・ 以前の届の副本（あれば添付してください）

※1：返信用切手（副本が販売所1ヶ所分の場合）

副本を折り曲げない場合・・・120円分、副本を折り曲げた場合・・・84円分

※2：個人経営から法人経営に変わった場合や、法人経営から個人経営に変わった場合、法人の形態（有限会社から株式会社への変更など）が変わった場合を含みます

## ● 農薬販売届・届出先一覧

農薬販売届の届出方法は、**窓口**か**郵送**のどちらかです。

(事前にFAXしていただければ、内容の確認をいたします。)

**農薬販売届は、販売所の所在地により届出先が異なります。**

※販売所が都内に複数あり、届出先が異なる場合はいずれか1カ所にまとめて提出してください。(副本は後日返送いたします。)

販売所所在地	届出先
都内23区	東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課 生産環境担当 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (都庁第一本庁舎21階南側) 電話 03-5320-4834 (直通) FAX 03-5388-1456
多摩地域市町村	東京都 農業振興事務所 振興課 農業環境担当 〒190-0022 立川市錦町3-12-11 電話 042-548-5052 (直通) FAX 042-548-4871

※**島しょ**に販売所がある場合は、その所在地を管轄する**支庁の産業課**です。

## ● 農薬販売届用紙の入手方法

- 1 届出窓口で入手する
- 2 届出先からFAXで送ってもらう  
(FAX用紙が感熱紙の場合、普通紙にコピーしてから使用してください)
- 3 届出先から郵送で送ってもらう (返信用切手が必要になります)
- 4 東京都産業労働局農林水産部のHPからダウンロードする

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/nourin/noyaku/>

## ● 防除業届について

平成14年12月に農薬取締法が改正され、東京都では**平成15年3月10日以降、防除業者の届出義務がなくなりました。**(すでに届出されている方も、今後、変更届、廃止届の必要がなくなりました。)

なお、①倉庫において農薬をくん蒸に使用する者(自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く)、②航空機を使用して農薬を使用する者、③ゴルフ場において農薬を使用する者は、農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに**農林水産大臣**に提出することが義務付けられました。